

大分県畜産特別資金利子補給事業実施要綱

第1条 目 的

この要綱は、肉用牛・酪農及び養豚経営（以下「畜産経営」という。）の安定的な発展を目指しながら、負債の償還が困難となっている農業者に対し、償還負担の軽減を図るのに必要な大家畜特別支援資金及び養豚特別支援資金（以下「畜産特別支援資金」という。）並びに家畜伝染病発生により影響を受けた畜産経営の再開・継続・維持するために必要な家畜疾病経営維持資金の融通を円滑にするため、予算の範囲において利子補給金を交付し、もって畜産経営の改善と地域農業の発展に資するものとする。

第2条 利子補給対象の内容

- 1 第1条に規定する利子補給対象の畜産特別資金（以下「本資金」という。）は、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号。以下「畜特要綱」という。）及び畜産特別資金融通事業実施要領（平成25年2月27日付け24年発中畜第949号-2。以下「畜特要領」という。）に規定する大家畜特別支援資金及び養豚特別支援資金及び酪農・肉用牛担い手緊急支援資金、並びに家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領（平成25年3月18日付け24農畜機第5071号承認。以下「家経疾病要領」という。）に規定する家畜疾病経営維持資金とする。
- 2 本資金により償還負担の軽減のために借換え又は経営再開・継続・維持に必要な借入れを行うことができる資金は、第3条第1項の貸付対象者が借入れた畜産経営に係る資金のうち償還が困難なもの又は家畜伝染病等により影響を受けたものとする。
- 3 第1条に規定する利子補給金の交付は、第3条第3項に規定する貸付利率内で本資金を融通した融資機関に対し行うものとする。

第3条 貸付条件及び利子補給

本資金の貸付条件は、畜特要綱に定めるもののほか次のとおりとし、利子補給金の交付については、別に定める大分県畜産特別資金利子補給金交付要綱による。

1 貸付対象者

本資金の貸付対象者は、畜特要綱別添1の第2の2の（3）及び（4）に定める要件を備え、かつ、大家畜経営改善計画及び養豚経営改善計画（以下「経営改善計画」という。）について知事の承認を受けた者、または、畜特要綱別添1の第3の2の（3）に定める要件を備え、かつ、担い手経営改善計画（以下「経営改善計画」という）について知事の承認を受けた者、並びに畜特要綱別添2の第3の2の（1）のアに定める要件を備え、かつ、畜産経営維持計画（以下「経営維持計画」という。）について知事の承認を受けた者とする。

2 貸付限度額

貸付限度額は知事が承認した経営改善計画又は経営維持計画に基づく資金借入れ計画額とする。

3 貸付利率及び利子補給率

(1) 貸付基準金利及び貸付利率、利子補給率は、別表 1 のとおりとする。

(2) 農林中央金庫、知事が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合の場合にあっては、その融資機関の利子補給率は、大分県農業協同組合中央会及び各連合会の利子補給率を含めた率と読み替えるものとし、同表の貸付利率以内で融通するものとする。

4 貸付期間及び償還期間

貸付期間及び償還期間は次のとおりとし、据置期間は償還期間に含むものとする。

資金名			貸付期間	償還期間	据置期間
		区分			
大家畜 特別支援資金	経営改善資金	一般	令和 5 年度から 令和 9 年度まで	15 年以内	3 年以内
		特認		25 年以内	5 年以内
		残高		25 年以内	5 年以内
	経営継承資金			25 年以内	5 年以内
養豚 特別支援資金	経営改善資金	一般	令和 5 年度から 令和 9 年度まで	7 年以内	3 年以内
		特認		15 年以内	5 年以内
		残高		15 年以内	5 年以内
	経営継承資金			15 年以内	5 年以内
家畜疾病 経営維持資金	経営再開資金		令和 5 年度から 令和 8 年度まで	7 年以内	3 年以内
	経営継続資金				
	経営維持資金				
酪農・肉用牛担い手 緊急支援資金			令和 7 年度	2 5 年以内	5 年以内

5 融資機関

本資金の融資機関は、貸付事業を行う農業協同組合、大分県信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫、並びに知事が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合とする。

第 4 条 融資目標額

知事は、毎年度資金需要動向を勘案し、融資目標額を定めるものとする。

第 5 条 調査及び報告等

1 知事は、利子補給に係る事業に関し、必要があると認めるときは、借受者及び融

資機関の関係書類等を調査し、又は報告を求めることができる。

- 2 借受者は、記帳の励行及び経営の改善に努め、別に定めるところにより経営改善計画又は経営維持計画の実施状況等を知事に報告するものとする。
- 3 借受者は、借受後も融資機関、市町村、県及び畜産特別資金現地指導班等の関係機関の指導、助言に従うものとする。

第6条 利子補給金の打切り等

知事は、本資金の使途等について、次の一に該当すると認めたときは、融資機関に対して利子補給金の打切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 利子補給に係る本資金の借受者が、この借入金を借入れの目的以外に使用したとき、又は相当の理由がなく第5条第2項の報告をしないとき。
- (2) 利子補給に係る本資金の借受者が、第3条第1項で定める貸付対象者でなくなったとき。

なお、借受者が経営中止等をした時点は、原則として次に定める期日とし、利子補給金の交付は、その翌日（計画の承認取消しは、取消認定日）から停止するものとする。

- ア 酪農経営にあつては、生乳（搾乳を目的とする乳用種雌牛の販売経営は当該牛）の最終出荷日
- イ 肉用牛経営にあつては、肉用牛の最終出荷日
- ウ 繁殖雌豚又は肥育豚の経営にあつては、当該豚の最終出荷日
- エ 養鶏経営にあつては、採卵鶏又は肉養鶏の最終出荷日
- オ 計画の承認取消しにあつては、知事の取消認定日

- (3) 融資機関が、この要綱に違反したとき。

第7条 その他

この要綱の施行について、必要な事項は別に定める。

- 附 則 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成27年 4月 1日から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成30年 4月 1日から適用する。

附 則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から適用する。

(別表 1)

(ア) 貸付基準金利

資 金 名	大家畜特別支援資金・養豚特別支援資金
	畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4699 号）別添 1 の第 2 の 2 の(9)のオに定める融資機関の貸付金利とする。

資 金 名	酪農・肉用牛担い手緊急支援資金
	畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4699 号）別添 1 の第 3 の 2 の（8）のエに定める融資機関の貸付金利とする。

資 金 名	家畜疾病経営維持資金
	畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4699 号）別添 2 の第 3 の 2 の（1）のカの（エ）に定める融資機関の貸付金利とする。

(イ) 貸付利率

	大家畜特別支援資金・養豚特別支援資金	
	購買・販売を農協・全農を利用する場合	購買・販売を農協・全農を利用しない場合
一 般	【畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4699 号）別添 1 の第 2 の 2 の(9)のオに定める貸付利率】－【県利子補給率】－【農協中央会及び連合会利子補給率】で算出した利率。 ただし 1.0%を下限とする。	購買・販売を農協・全農を利用する場合の貸付利率に【農協中央会及び連合会の利子補給】を加えた利率とする。
特 認	1.0%	
残高借換		
経営継承		

酪農・肉用牛担い手緊急支援資金	
購買・販売を農協・全農を利用する場合	購買・販売を農協・全農を利用しない場合
【畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4699 号）別添 1 の第 3 の 2 の（8）のエに定める貸付利率】－【県利子補給率】－【農協中央会及び連合会利子補給率】で算出した利率。 ただし 1.0%を下限とする。	購買・販売を農協・全農を利用する場合の貸付利率に【農協中央会及び連合会の利子補給】を加えた利率とする。

	家畜疾病経営維持資金
再開資金	無利子
継続資金	
維持資金	

(ウ) 各機関の利子補給率

資 金 名	大家畜特別支援資金・養豚特別支援資金
-------	--------------------

区 分	購買・販売を農協・全農を利用する場合	購買・販売を農協・全農を利用しない場合
中央畜産会（Ⅰ）	畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4699 号）別添 1 の第 2 の 2 の(9)の力に定める利子補給率とする。	
農協中央会及び各連合会（Ⅱ）	各機関の定める利子補給率とする。	な し
県（Ⅲ）	0.1%	
	ただし、融資機関負担が県利子補給率を下回る場合は、見直しを行う。	
融資機関負担	【貸付基準金利】－【貸付利率】－中央畜産会利子補給率（Ⅰ）－農協中央会及び各連合会（Ⅱ）－県利子補給率（Ⅲ） の計算式で算出された利率とする。	

資 金 名	酪農・肉用牛担い手緊急支援資金	
区 分	購買・販売を農協・全農を利用する場合	購買・販売を農協・全農を利用しない場合
中央畜産会（Ⅰ）	畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4699 号）別添 1 の第 3 の 3 の(8)のオに定める利子補給率とする。	
農協中央会及び各連合会（Ⅱ）	各機関の定める利子補給率とする。	な し
県（Ⅲ）	0.1%	
	ただし、融資機関負担が県利子補給率を下回る場合は、見直しを行う。	
融資機関負担	【貸付基準金利】－【貸付利率】－中央畜産会利子補給率（Ⅰ）－農協中央会及び各連合会（Ⅱ）－県利子補給率（Ⅲ） の計算式で算出された利率とする。	

資 金 名	家畜疾病経営維持資金	
中央畜産会（Ⅳ）	畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4699 号）別添 2 の第 3 の 2 の(1)の力の(オ)に定める利子補給率	
県（Ⅴ）	【貸付基準金利】－中央畜産会利子補給率（Ⅳ）	
融資機関負担	0%	

- (注) 1 中畜とは、公益社団法人中央畜産会をいう。
2 全農とは、全国農業協同組合連合会をいう。
3 中央会とは、大分県農業協同組合中央会をいう。
4 連合会とは、全国農業協同組合連合会大分県本部、大分県信用農業協同組合連合会及び全国共済農業協同組合連合会大分県本部をいう。